特定非営利活動法人埼玉盲ろう者友の会　倫理規程

第１条　特定非営利活動法人埼玉盲ろう者友の会(以下「この法人」という。)は、盲ろう者が、個人の尊厳を保持し、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援していきます。

第２条　この法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めます。

第３条　この法人は、すべての人の基本的人権を尊重し、国籍、民族、人種、出自、性別、宗教、信条、障害や疾病の状態、その他いかなる理由によっても、差別や個人の尊厳を傷つける行為はいたしません。

第４条　この法人は、関係法令及び定款並びに各種の規程を遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を執行していきます。

第５条　この法人は、反社会的勢力を厳重に排除し、一切の関係を持ちません。

第６条　この法人の役職員は、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益追求のために利用することはいたしません。

第７条　この法人の理事会では、決議に当たって、その決議について特別の利害関係を有する評議員又は理事がいる場合には、当該評議員又は理事を除いて決議を行います。

第８条　この法人は、利益相反防止のため、役職員に対して「利益相反に該当する事項」について自己申告を求め、必要な是正措置を講じていきます。

第９条　この法人の役職員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行うものに対し、寄付その他の特別の利益を与える行為は行いません。

第１０条　この法人は、その事業活動に対する透明性を確保するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めます。

第１１条　この法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮していきます。

第１２条　この法人は、必要あるときは、理事会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保します。

第１３条　この規程の改廃は、理事会の決議により行います。

（附則）

この規程は、2025年6月１9日から施行します。